

特定簡易営業の許可手続き等

1 申請受付

(1) 臨時的営業

ア 許可申請は、設置場所ごとに行う必要があること。

イ 営業所所在地の欄には、施設の設置場所が特定できるよう建物内外の位置を具体的に記載させること。

記載例

(建物内)	市	1-2	店3階北エレベータ前催事場
(建物外)	市	1-2	公園第3駐車場東側 広場

ウ 申請書の備考欄には、「臨時的営業」である旨、および「取扱品目」を記載させること。

エ 申請にあたっては、営業を行う場所の「位置図」および「施設の平面図」を添付させること。

オ 申請者が当該設置場所の所有者または管理権限者でない場合は、営業施設の概要として、営業期間を明確にした営業計画書を添付させること。

必要に応じ、当該営業場所および期間の使用が認められた承諾書等の提示を求め、営業期間を確認すること。

カ 営業の種類欄には、特定簡易営業が認められる、飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業および魚介類販売業の業種を記載させること。

(2) 巡回移動営業

ア 許可申請は、組立式等の施設ごとに行う必要があること。

イ 営業許可の申請は、巡回移動営業を行う者の住所地を管轄する保健所が受け付けること。

ただし、住所地が他の都道府県または津市内である場合は、県内(津市の区域を除く。)の主たる営業地を管轄する保健所が受け付けること。

ウ 営業所所在地の欄には「滋賀県一円(津市の区域を除く)」と記載させるとともに、備考欄には、「巡回移動営業」である旨、建物内でのみ営業する場合にあっては「建物内巡回移動営業」である旨および「取扱品目」を記載させること。

エ 申請にあたっては、巡回移動営業を行う各場所を詳細に記した建物内外の「位置図」および「施設の平面図」を添付させること。

ただし、営業許可が必要な仕込み行為がある場合は、仕込み場所の営業許可証の写しの提出を求めること。

オ 申請書を受け付けた保健所の管轄外に巡回移動営業を行う場所がある場合は、その場所を管轄する保健所に位置図等の情報を提供すること。

カ 営業の種類欄には、特定簡易営業が認められる、飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業および魚介類販売業の業種を記載させること。

2 営業許可

(1) 業種ごとの取扱品目の制限および許可の条件については、別表4のとおりとすること。

また、営業形態別の条件として、臨時的営業は「臨時的営業に限る」および営業者が当該営業場所の所有者または管理権限者でない場合は、「申請のあった営業期間に限る」とし、巡回移動営業は「巡回移動営業に限る」(建物内でのみ営業する場合にあっては「建物内巡回移動営業に限る」)および「申請のあった営業場所に限る」と記載すること。

(2) 臨時的営業の許可証の裏面には、営業場所の位置図の写しおよび営業者が当該営業場所の所有者または管理権限者でない場合は、営業計画書の写しを貼付すること。

(3) 巡回移動営業の許可の有効地域は津市の区域を除く滋賀県内とし、許可証の「所在地」欄には、「滋賀県一円(津市の区域を除く)」と記載するとともに許可証の裏面には、各営業場所の位置図の写しを貼付すること。

(4) 施設基準の取扱いは次のとおりとすること。

ア 営業施設を設置する清潔な場所とは、床面が耐水性の材質であり、雨水や排水の浸水、滞水、ぬかるみが生じない状態であること。

イ 野外に設置する場合の屋根および覆いは、雨水等が漏水しない不浸透性の材質で、風雨に耐える堅牢性を有するものであること。

また、屋根および覆いは、埃、ちり等を防ぐことのできる隙間のない構造であり、営業していない時は、前面も同様に閉鎖できる構造であること。

ウ 十分な採光が確保できない施設(夜間等の営業を含む。)にあっては、照明設備を設けること。

エ 廃棄物容器には、廃棄物容器である旨を明記すること。

オ 食品および器具の保管設備とは、ほこりや異物が混入しない構造の扉のある棚や蓋のある容器であること。

カ 営業施設の冷蔵設備は、機械式で温度管理ができるものであること。

ただし、飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業にあっては、原材料等が十分に保管できる大きさと、仕込み場所等を出発し、営業終了時まで10 以下で保冷できる場合は、クーラーボックス等の設備でも認められること。

キ 貯水槽、給水栓、流し、排水槽等の給排水設備は、適切に手洗いや、器具の洗浄ができる構造であること。

(5) 実地検査時に、施設および設備の写真を撮影し、滋賀県衛生関係施設管理システムに入力をする

3 許可後の変更等

(1) 変更届は、原則として、当該営業を許可した保健所が受け付けること。

なお、別の保健所に届出された場合は、許可保健所に確認のうえ経由すること。

(2) 臨時的営業の施設を変更せず、設置場所を同一建物内または同一敷地内の別の位置に変更した場合は、変更届に設置場所の位置図を添付させるとともに、許可証の裏面の位置図も貼りかえること。

なお、別の建物または別の場所への変更は、新規許可申請が必要であること。

(3) 臨時的営業の申請した営業期間を変更した場合は、変更届に営業計画書を添付させるとともに、許可証の裏面の営業計画書も貼りかえること。

(4) 巡回移動営業の申請した営業場所を追加、変更、削除した場合は、変更届に追加、変更した営業場所の位置図を添付させるとともに、許可証の裏面の位置図も貼りかえること。

(5) 営業施設および設備を変更した場合は、変更届に施設の平面図を添付させ、必要に応じ、実地検査を行い設備基準の適合を確認するとともに施設の写真を撮影して、食品衛生関係施設管理システムの画像を差し替えること。

(6) 申請書に記載した「取扱品目」を変更した場合は、その旨の変更届を提出させ、必要な指導を行うこと。

4 運用上の留意事項

(1) 特定簡易営業とは、出店の都度、組立式の簡単な施設を設けて行う営業であることから、同一場所で概ね1 月以上連続して営業を行う場合は、固定店舗による営業を行うように指導すること。

(2) 飲食店営業において取り扱える品目は、細則第 6 条の規定により「調理の方法が軽易な煮物、焼物その他飲食に供する直前に加熱調理する食品」とされているが、加熱調理直後に行う味付け、加工食品のトッピング等の行為については、すみやかに喫食される場合に限り、衛生上支障がない範囲で認めるものとする。

(3) 飲食店営業においては、提供する直前に加熱調理しない飲料、かき氷等の喫茶店営業において取り扱える品目を提供することは支障ないものとする。

(4) 特定簡易営業の飲食店営業では、加熱調理をせず生で提供する寿司、さしみ等の料理や調理工程が煩雑な料理を「取扱品目」としては認めていないことから、当該品目を提供する場合は、固定店舗営業の許可が必要であること。

(5) 菓子製造業において取り扱える品目は、細則第 6 条の規定により「製造および加工の方法が軽易な焼き菓子その他販売に供する直前に加熱処理する食品」とされているが、加熱処理後に行う味付け、加工食品のトッピング等の行為については、すみやかに喫食される場合に限り、衛生上支障がない範囲で認めるものとする。

(6) 使用する器具は、洗浄しやすい構造のものとし、食器等はワンウェイ(使い捨て)容器を備えて、廃棄

物処理も適正に行うように指導すること。

- (7) 特定簡易営業に類似する法第 52 条の許可の対象としない食品の取扱いに関する考え方を、別表6のとおり整理したので、特定簡易営業以外の食品の取扱いについては、「模擬店等の食品取扱指導要領」(昭和 58 年 6 月 3 日付け滋公衛第 672 号)に基づき指導すること。

別表4

自動車営業および特定簡易営業における取扱品目の制限および許可の条件

業種	取扱品目(作業)の制限	許可の条件	
飲食店営業	2槽以上の洗浄用流し(流し1槽と洗浄機の設置を含む)を有する営業施設	調理の方法が軽易(加熱等の2~3工程)で提供直前に加熱する食品に限る。 加熱直後の味付け、加工食品のトッピング等の付随する行為(提供後すみやかに喫食され、衛生上支障がない場合に限る。)を認める。 食材の細切等、衛生上支障のない仕込み行為を認める。 喫茶店営業の取扱品目を認める。	・申請のあった取扱品目に限る。 ・加熱調理食品の提供に限る。
	1槽の洗浄用流しを有する営業施設	調理の方法が簡易(加熱工程のみ)な操作で、提供直前に加熱する食品に限る。 加熱直後の味付け、加工食品のトッピング等の付随する行為(提供後すみやかに喫食され、衛生上支障がない場合に限る。)を認める。 仕込み行為は、たこ焼き等の粉類を水等で溶く行為に限る。 喫茶店営業の取扱品目(飲食店営業の品目と合わせて概ね3品目位以内)を認める。	・申請のあった取扱品目に限る。 ・加熱調理食品の提供に限る。 ・簡単な調理加工行為に限る。
喫茶店営業	仕込み行為を要しないコーヒー、紅茶、ジュース等の飲料に限る。 市販の氷によるかき氷、市販のアイスクリームによるディシャー式アイスを認める。		
菓子製造業	製造・加工の方法が簡易(加熱工程のみ)な操作で、提供直前に加熱する回転焼、菓子パン等の食品に限る。 加熱直後の味付け、加工食品のトッピング等の付随する行為(提供後すみやかに喫食され、衛生上支障がない場合に限る。)を認める。 仕込み行為は、クレープ等の粉類を水等で溶く行為に限る。	・申請のあった取扱品目に限る。 ・加熱調理食品の提供に限る。	
アイスクリーム類製造業	加熱殺菌されたソフトクリームミックスを使用し、機械に充填し製造、容器に分注して販売する営業に限る。	・ソフトクリームサーバー機による製造に限る。	
乳類販売業	なし		
食肉販売業	仕込み場所または許可施設で処理包装された食肉の販売に限る。	・包装された食肉の販売に限る。	
魚介類販売業	魚介類を処理する場合は仕込み場所で行い、車内(特定簡易営業にあっては、施設内)では処理を認めない。	・魚介類の処理行為はしないこと。	